

平成25年度 第1回岡山県後期高齢者医療広域連合懇話会 次第

日時：平成25年11月26日（火）13時30分から

場所：岡山県市町村振興センター 4階 中会議室

事務連絡

事務局長挨拶

開 会

自己紹介

議 題

- 1 保険料の改定について
- 2 医療費適正化の取り組みについて
- 3 その他

事務連絡

副会長 閉会の挨拶

閉 会

岡山県後期高齢者医療広域連合懇話会委員名簿

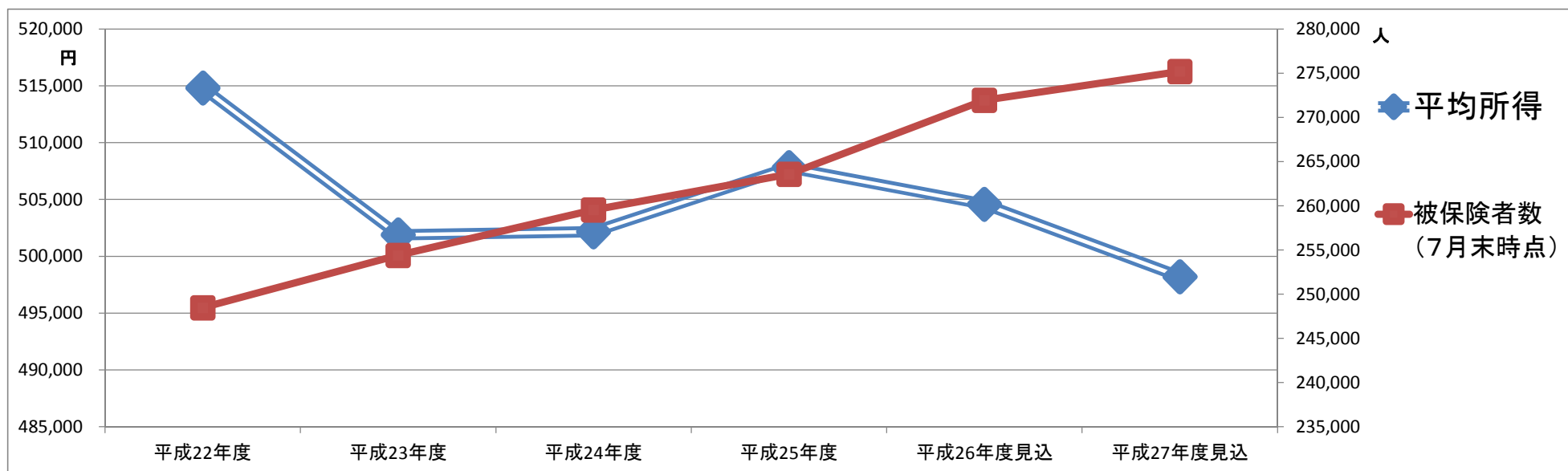
任期：平成25年2月28日から平成27年3月31日

区 分	氏 名	所 属 等
被 保 険 者 等 を 代 表 す る 者	山 上 勤	岡 山 県 老 人 ク ラ ブ 連 合 会
	中 西 俊 博	
	田 村 満 須 三	
	土 屋 紀 子	岡 山 県 婦 人 協 議 会
	赤 澤 富 貴 枝	
	副 会 長 平 松 卓 雄	岡 山 県 社 会 福 祉 協 議 会
保 険 医 等 を 代 表 す る 者	田 中 茂 人	岡 山 県 医 師 会
	田 頭 一 晃	岡 山 県 歯 科 医 師 会
	赤 澤 昌 樹	岡 山 県 薬 剤 師 会
医 療 保 険 関 係 を 代 表 す る 者	鈴 木 啓 三 郎	全 国 健 康 保 険 協 会 岡 山 支 部
	原 田 直 志	健 康 保 険 組 合 連 合 会 岡 山 連 合 会
	三 鴨 宏 宜	市 町 村 国 保
学 有 識 経 験 を す る 者	会 長 高 木 直 矢	元 岡 山 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 長
	西 田 和 弘	岡 山 大 学
	吉 田 健 男	吉 備 国 際 大 学

被保険者数・所得の推移

議題1 資料1

	(人)	(人)		(人)		(円)
	被保険者数 (7月末時点)	自己負担区分別内訳		資格別内訳		平均所得
		一般被保険者 (1割負担)	現役並み 所得者 (3割負担)	75歳以上	障害認定 (65歳～74歳)	
平成22年度	248,460	233,681	14,779	243,128	5,332	514,815
平成23年度	254,382	240,579	13,803	249,603	4,779	501,885
平成24年度	259,528	245,583	13,945	255,222	4,306	502,156
平成25年度	263,571	249,782	13,789	259,665	3,906	507,803
平成26年度見込	271,940					504,588
平成27年度見込	275,204					498,213

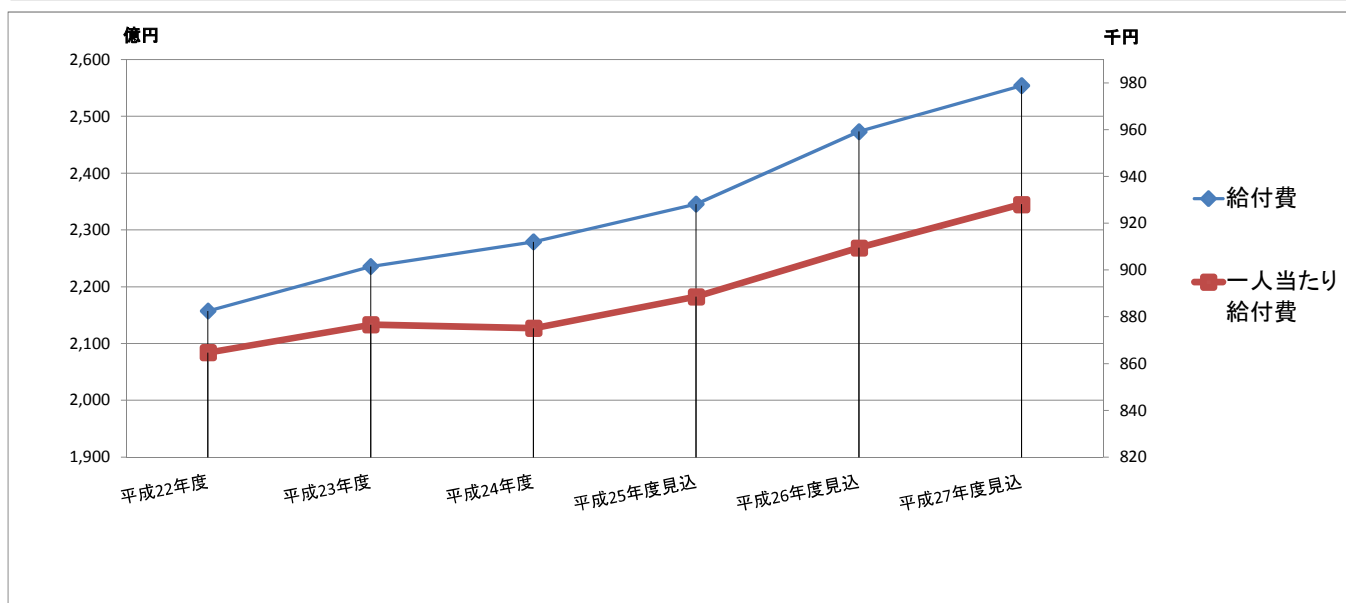
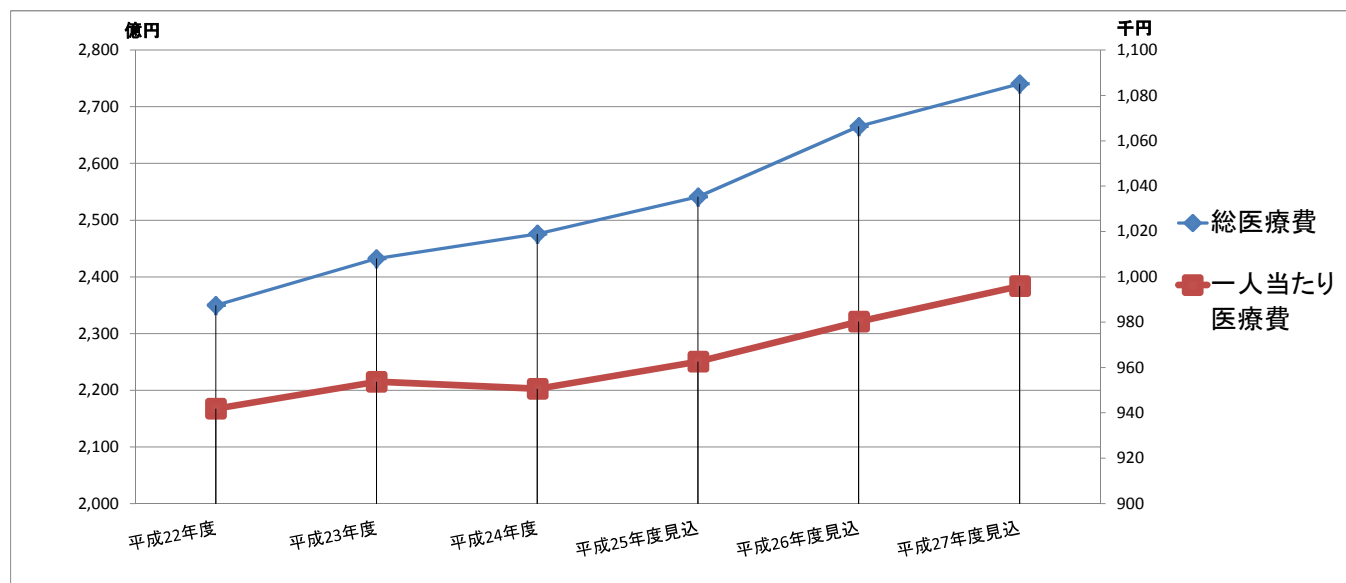


総医療費及び給付費の実績

議題1 資料2

(円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度見込	平成26年度見込	平成27年度見込
	H22.3~H23.2	H23.3~H24.2	H24.3~H25.2	H25.3~H26.2	H26.3~H27.2	H27.3~H27.2
総医療費	235,007,250,664	243,263,865,934	247,593,541,217	254,127,169,200	266,571,161,422	274,104,029,416
一人当たり医療費	941,875	953,778	950,678	962,687	980,257	996,003
給付費 保険者負担	215,759,351,779	223,591,955,206	227,919,060,300	234,578,699,894	247,350,154,611	255,440,333,481
一人当たり給付費	864,732	876,649	875,134	888,633	909,576	928,185



保険料率の算定の概要

後期高齢者医療に係る平成26・27年度費用見込（医療給付費等） 約5,057億円	—	後期高齢者医療に係る平成26・27年度収入見込額（国・県・市町村負担金、現役世代からの支援金等） 約4,571億円	=	保険料収納必要額 約486億円
---	---	--	---	------------------------

保険料収納必要額 約486億円	÷	予定保険料収納率 （※1） 99.27%	=	保険料賦課総額 （2か年度） 約490億円 （単年度） 約245億円
------------------------	---	----------------------------	---	--

保険料賦課総額 （※2）	54%	均等割総額 約132億円	÷	被保険者数 約27.3万人	=	均等割額 48,377円
	46%	所得割総額 約113億円	÷	被保険者の基礎控除後の総所得金額等（※3） 約1168.1億円	=	所得割率 9.69%

（※1） 予定保険料収納率は、平成25年度収納計画の目標値。

（※2） 均等割額と所得割額の賦課割合は、1人当たり所得が全国平均の場合に1：1となりますが、全国平均を1とした場合に岡山県の平均は0.8478であるため、1：0.8478≒54：46となります。

（※3） 55万円の賦課限度額超過により、賦課されない所得を考慮した総所得金額等です。

保険料率等

平成22・23年度保険料率			
賦課総額	均等割額	所得割率 %	一人当たり平均保険料額
41,530,166,369円	44,000円	8.55	59,013円
単年度分 20,765,083,185円			

平成24・25年度保険料率			
賦課総額	均等割額	所得割率 %	一人当たり平均保険料額
43,770,355,932円	45,000円	8.97	60,339円
単年度分 21,885,177,966円			

平成26・27年度保険料率試算値			
賦課総額	均等割額	所得割率 %	一人当たり平均保険料額
49,080,766,264円	48,377円	9.69	65,837円
単年度分 24,540,383,132円			

議題2 資料5

報道発表資料
平成25年5月27日

報道機関各位

岡山県後期高齢者医療広域連合
業務課 給付班

療養費（マッサージ）における不正請求について

標記の件について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本件不正請求に関する概要

返還請求額：8,502,265円（保険者負担分）

既返還額：3,100,000円

返還理由：マッサージ施術において、施術回数の水増し、往療料の水増し、温罨法料の架空加算、医師同意記録欄虚偽記載等の不正な申請となり得ることを承知した上で、申請書を作成するフランチャイズ本部に対し虚偽の申告を行い、その結果、療養費を不正に受け取ったため。

返還対象月：平成23年10月から平成24年11月（のべ119件）

対象施術所：岡山市内の1施術所

対象被保険者：大正15年～昭和15年生まれの16名（男4、女12）

2. その他の不正請求事実

（1）往療料加算距離虚偽記載による往療料水増し請求

患家への往療料を算定するにあたり、実際の往療距離とは異なる虚偽の加算距離を記載し、これに基づいた往療料を算定し、不正に療養費を受給していた。

（2）温罨法料の架空加算

施術前にホットパック等を使って患部を温める温罨法について、FC本部の指導に基づき、実際は同法を行っていないにも関わらず、日報には全ての患者について○印を付け、FC本部に対して虚偽の申告を行い、その結果、本部を経由して不正に療養費を受給していたもの。

（3）患家以外への往療

議題2 資料5

1 軒の家に近所の複数の患者を集めて施術していたものがあつたが、療養費の申請は、それぞれの患家に行ったように偽装して申請していた。

(4) その他

一部負担金は、まったく徴収していなかった。

3. 保険者としての対応

平成 25 年 5 月 24 日、既返還分を除いた残 5, 4 0 2, 2 6 5 円については、フランチャイズ本部を債務者とした債務承認・弁済契約公正証書を作成している。

平成 25 年 6 月 1 日付でフランチャイズ本部及び各加盟店開設者を代理受領取扱中止の対応とする予定。刑事告訴については検討中。

4. 制度運用の考え方

療養費の支給は原則償還払いの取り扱いですが、当広域連合においては、患者等の負担軽減と利便性の向上のため、施術を受けた際には治療院に一部負担金のみを支払い、事後に療養費支給の申請手続き及び給付金の受領を治療院に委任するという、いわゆる代理受領による委任払いにも対応しています。

5. 療養費適正化の共同調査について

かねてより療養費の適正化には取り組んでいましたが、全国展開のフランチャイズによる大規模な不正に対して、和歌山県広域連合から共同調査の呼びかけがあつたことに対し、当広域連合はこれに積極的に応じ、共同調査に加わりました。

(経緯)平成 24 年 10 月 共同調査についての会議

平成 24 年 11 月 岡山での調査開始

平成 25 年 6 月 保険者としての対応決定 (予定)

6. 広域連合長のコメント

不正請求があつたことは非常に残念であります。

公金を預かる立場として、不当な請求には厳正に対処していくべきと考えます。今後も、療養費の適正化業務を進めて参りたいと考えています。

訪問マッサージ不正請求

療養費 3870万円 施術数水増し

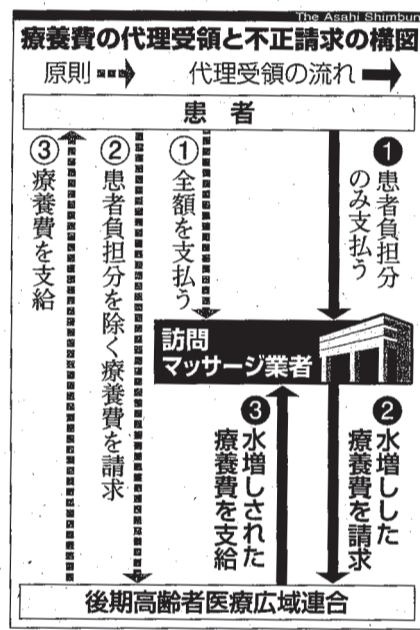
大阪、和歌山、岡山の3府県の後期高齢者医療広域連合が、全国で訪問マッサージ店をチェーン展開する大阪市淀川区の会社に約1200件、約3870万円の療養費の不正請求を指摘したことがわかった。患者の代わりに療養費を申請して受け取る「代理受領」という仕組みを悪用し、患者の知らないうちに施術回数などを水増ししていた。

ホームページによると、この会社はフランチャイズ契約を結んだ68店と直営店1店を24都道府県で展開。国家資格の「あん摩マッサージ指圧師」が患者宅を訪ねて施術している。健康保険が適用される施術の場合、患者の自己負担分を除いた療養費を国民健康保険

後期高齢者医療広域連合が原則75歳以上の高齢者を被保険者とす

3府県の広域連合の共同調査によると、不正請求があったのは3府県の加盟店6店と直営店1店の計

7店。対象は患者計142人分の1206件にのぼる。加盟店は2011年4月、昨年11月の施術で、施術



回数やマッサージ師の人数を増やすなどの手段で請求していた。療養費の申請書は、加盟店の業務日報をもとに同社が作成し、広域連合に提出していた。広域連合は今月、同社に不正受給額の全

患者に代わり申請悪用

不正の背景には「代理受領」の慣例がある。保険が適用されるマッサージ療養費は、患者自身が

いったん全額を店に支払ってから、自己負担分を除いて広域連合などに請求するのが原則だ。しかし、患者の経済的負担などを考慮して、患者は自己負担分だけを払い、残りは患者の代わりに店が請求する「代理受領」が慣例になっている。

しかし、申請書だけでは「水増し」されているかわからない（広域連合の関係者）。今回も医療費の柱は「往療料」だ。寝たきりなどで通所できない

額返還を請求。「代理受領」の手続きを6月から5年間認めない方針も決めた。同社は一部を返還し、残額も支払う意向という。

訪問マッサージ会社の社長は「療養費の返還を求められたことは残念。『水増し請求はやらないように』という趣旨で、他社であった不正の内容を加盟店に説明したことはあるが、誤解を招いたなら申し訳ない。反省するところは反省してやっけていきたい」と語った。

今回も施術回数が増えただけでなく、往療料を高く算定するため、同じ世帯に患者が複数いる場合には別々のマッサージ師が訪問して施術したように装ったケースがあったという。厚労省の推計では、04年度に全国で215億円だったマッサージ療養費は、毎年10%以上の増加を続け、10年度には517億円に達した。広域連合の関係者は「私たちに指導や処分をする権限はない。できるのは厳しくチェックすることだけだ」と内情を明かした。

い患者の求めに応じて患者宅で施術すれば、交通費とは別に、患者宅までの距離に応じて最大4200円が加算される。厚生労働省によると、療養費請求の6割強が「往療料」で、施術料を上回っているのが現状だ。

(遠藤雄司)